

大阪市建設事業評価有識者会議開催要領

(目的)

第1条 本市が行う建設事業に係る評価について、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、大阪市建設事業評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 有識者会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 大規模事業評価に関すること
- (2) 事業再評価に関すること

(参加者)

第3条 有識者会議には、市長が指名する有識者が参加する。

(有識者会議の運営)

第4条 委員は、その互選により有識者会議の議事を進行する座長を定める。

- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が座長の職務を行う。
- 3 必要があるときは、本市職員その他関係者に有識者会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。